

別表1 騒音規制法による特定施設及び
福島県生活環境の保全等に関する条例による指定施設

	総称	特定施設	規格
福島県生活環境の保全等に関する条例による騒音指定施設	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
		製管機械	
		ベンディングマシン	ロ - ル式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
		液圧プレス	矯正プレスを除く。
		機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
		せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
		鍛造機	
		ワイヤ - フォ - ミングマシン	
		プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		タンブラ -	
		切断機	といしを用いるものに限る。
	空気圧縮機等	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
		送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
	土石用・鋳物 用機械	破碎機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
		摩砕機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
	飼料・有機質肥料 製造用又は農薬製造用	ふるい分機及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。 * 飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用は、県条例でのみ規制
	織機		原動機を用いるものに限る。
	建設用資材 製造機械	コンクリ - トプラント	気ほうコンクリ - トプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg以上のものに限る。
	穀物用製粉機		ロ - ル式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
	木材加工機械	ドラムバ - カ -	
		チップ -	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		碎木機	
		帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。	
	抄紙機	抄紙機	
	印刷機械	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
	合成樹脂用 射出成形機	合成樹脂用射出成形機	
	鑄造型機	鑄造型機	ジョルト式のものに限る。
	エンジン	ガソリンエンジン	定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
		ディーゼルエンジン	定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
冷凍機	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	

